

令和4年（2022年）

9月那覇市議会定例会

議案書

令和4年9月1日

令和4年（2022年）9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第66号	那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第67号	那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第68号	那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	45
議案第69号	那覇市税条例等の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 納税課	53
議案第70号	那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	市民文化部 ハイサイ市民課	67
議案第71号	那覇市霊園条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境委員会	環境部 環境保全課	69
議案第72号	令和4年度那覇市一般会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会 （4分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第73号	令和4年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊
議案第74号	令和4年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第75号	令和4年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第76号	令和4年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	こどもみらい部 子育て応援課	別冊

令和4年(2022年)9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第77号	令和3年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第78号	財産の取得について(市民会館敷地(那覇市寄宮一丁目311番))	総務委員会	企画財務部 企画調整課	75
議案第79号	工事請負契約について(若狭市営住宅1号棟耐震改修工事)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	77
議案第80号	工事請負契約について(松島中学校屋内運動場及びプール等改築工事(建築))	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	79
議案第81号	工事請負契約について(開南小学校給食調理場改築工事(建築))	教育福祉委員会	学校教育部 学校給食課	81
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	厚生経済委員会	市民文化部 市民生活安全課	83
認定第1号	令和3年度那覇市下水道事業会計決算	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊
報告第28号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	85
報告第29号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	87
報告第30号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	89
報告第31号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	環境部 クリーン推進課	91

令和4年（2022年）9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
報告第32号	専決処分の報告について (工事請負金額の変更)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路建設課	93
報告第33号	専決処分の報告について (市道港町11号穴ぼこによる 車両損傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	95
報告第34号	専決処分の報告について (市道牧志前島線側溝鉄蓋 破損による車両損傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	97
報告第35号	専決処分の報告について (銘苅市営住宅における漏 水事故：入居者)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	99
報告第36号	専決処分の報告について (銘苅市営住宅における漏 水事故：入居者)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	101
報告第37号	専決処分の報告について (令和4年度市営住宅明渡 等請求訴訟提起)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	103
報告第38号	専決処分の報告について (那覇市建築確認等手数料 条例の一部を改正する条例 制定)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 建築指導課	105
報告第39号	専決処分の報告について (工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	109
報告第40号	令和3年度決算に基づく資 金不足比率の報告について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	111
報告第41号	専決処分の報告について (車両事故)	総務委員会	企画財務部 資産税課	117

那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する
条例制定について

那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙
のように制定する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

国家公務員の定年年齢引上げ及び地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年
齢を年齢65年に引き上げる等のため、那覇市職員の定年等に関する条例ほか11
の条例について所要の規定を整備、廃止するため、この案を提出する。

那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

(那覇市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3の規定に基づき</u>、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。ただし、医師及び歯科医師である職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条―第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第13条)</u></p> <p><u>付則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき</u>、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。ただし、医師及び歯科医師である職員の定年は、<u>年齢70年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、</u></p>

第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてこれらの期限を繰り上げるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第13条に規定する管理職手当の支給対象となる職(保健所に置かれる職のうち、医師及び歯科医師が占めることとされているものを除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 管理監督職勤務上限年齢(法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢をいう。以下同じ。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任をするに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項の規定による降任(以下この章において「他の職への降任」という。)をするに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の勤務実績及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係

る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 当該職員¹の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該

職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員_{の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。}

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員_{の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。}

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する

職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の

第6条 [略]
付 則

措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制
(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の任期を定めて任用される職員及び非常勤職員の退職を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、当該職と職務が同種の常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 [略]

付 則

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める期間)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(1) 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に職員でなかった者で、当該年度の末日後に採用された職員(次号に掲げる職員を除く。) 当該職員が採用された日の属する年度

(2) 異動等により年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができなくなった職員 当該職員の異動等の日の属する年度(当該異動等の日が年度の初日である場合)にあっては、当該年度の前年度)

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。

(那覇市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 任命権者は、職員の意に反してこれを降任し、免職し、休職し、又は降給する場合は、その理由を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。</p> <p>付 則</p>	<p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 任命権者は、職員の意に反してこれを降任し、免職し、休職し、又は降給する場合は、その旨を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>4 <u>那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定による給料月額の改定とする」とする。</u></p> <p>5 <u>第8条第2項の規定は、那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定による職員の給料月額改定の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が改定される旨の通知を行うものとする。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市職員の懲戒に関する条例(昭和47年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額(那覇市保育教諭等の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条第1項の規定により教職調</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日における給料の月額(那覇市保育教諭等の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条第1</p>

整額を支給される職員にあっては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員にあっては同条第6号の基本報酬の額の10分の1以下とする。

項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員(以下この条において「パートタイム職員」という。)にあっては同条第6号の基本報酬の額。以下この条において同じ。)及びこれに対する地域手当の月額(パートタイム職員にあっては、同条第7号の手当相当報酬のうち地域手当に相当する報酬の額。以下この条において同じ。)の合計額の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の退職手当に関して必要な事項を定める。</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員<u>のうち常時勤務に服することを要するもの</u>(以下「職員」という。)の退職手当に関して必要な事項を定める。</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、</p>

通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 略]

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項の基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。))のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日前に退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 略]

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項の基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第10条第4項において「休職月等」という。))のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合

(1)～(8) [略]

2～5 [略]

(失業者の退職手当)

第14条 [略]

2～3 [略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～7 [略]

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規

には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) [略]

2～5 [略]

(失業者の退職手当)

第14条 [略]

2～3 [略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずる者として規則で定める職員が規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～7 [略]

8 [略]

定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

9～14 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

9～14 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第17条 [略]

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 [略]

各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこと

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 [略]

とする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。))であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 [略]

く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由が

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足り

ある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2～3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退

る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2～3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当

職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

付 則

15 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第15項」とする。

16 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え42年11月以下である者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、同条第1項又は第5条の2の規定及び第6条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

17 第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、同条、第5条の3及び第9条の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第15項の規定の例により計算して得られる額とする。

23 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第14条第7項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

付 則

15 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条まで及び付則第26項から第33項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第15項」とする。

16 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え42年11月以下である者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、同条第1項又は第5条の2、第6条及び付則第29項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

17 第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、同条、第5条の3、第9条及び付則第27項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第15項の規定の例により計算して得られる額とする。

23 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第14条第7項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

26 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は付則第26項」とする。

27 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は付則第27項」とする。

28 前2項の規定は、定年条例第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

29 那覇市職員の給与に関する条例付則第17項の規定による給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

30 当分の間、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に」とあるのは「60歳(付則第28項に規定する職員にあつては、65歳)に」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「退職の日において定められているその

者に係る定年」とあるのは「60歳(付則第28項に規定する職員にあっては、65歳)」とする。

31 当分の間、第5条第1項に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは、「50歳(付則第28項に規定する職員にあっては、55歳)」とする。

32 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の疾病若しくは死亡により退職した者であって、当該退職が60歳(付則第28項に規定する職員にあっては、65歳)に達する日前であるときにおける第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳(付則第28項に規定する職員にあっては、65歳)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

33 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の疾病若しくは死亡により退職した者であって、当該退職が60歳(付則第28項に規定する職員にあっては、65歳)に達した日以後であるときにおける第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9

条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

備考

- 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間におい</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第12条の規定により採用された職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間におい</p>

て、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第9条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及

て、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条の2 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第9条 [略]

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及

<p>び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>第6条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則の定めるところにより決定する。</u></p> <p>3～10 [略]</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>第10条の2 <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第</u></p>	<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則で定めるところにより決定する。</u></p> <p>3～10 [略]</p> <p>11 <u>那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>

1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) [略]

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げ

(通勤手当)

第19条 [略]

(1) [略]

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

2 [略]

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下この号において「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げ

る職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス [略]

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 [略]

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)～(2) [略]

- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正

る職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス [略]

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 [略]

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)～(2) [略]

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日にお

規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 [略]

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第6条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 [略]

(期末手当)

ける正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 [略]

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第6条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 [略]

(期末手当)

第26条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあっては、100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 勤勉手当は、5月31日及び11月30日(以下この条及び付則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、規則で定める期間における人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

第26条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(第26条の4第2項第1号及び第2号において「管理職員」という。))にあっては、100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 勤勉手当は、5月31日及び11月30日(以下この項から第3項まで及び付則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の規則で定める期間における人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 [略]

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(管理職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(再任用職員についての適用除外)

第28条の2 第14条、第15条、第17条、第18条及び第27条の規定は、再任用職員には適用しない。

付 則

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(管理職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(管理職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第28条の2 第10条第1項から第9項まで、第14条、第15条、第17条、第18条及び第27条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

付 則

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時職員その他の任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 那覇市職員の定年等に関する条例

(昭和59年那覇市条例第15号。次号及び第4号において「定年条例」という。)

第3条ただし書に規定する職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条の定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(定年条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員

19 法第28条の2第1項の規定による降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び付則第21項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じた場合にあってはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じた場合にあってはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の

[別表第1 別記]	<u>級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u>
[別表第2 別記]	<p>21 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第19項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
	<p>22 <u>付則第17項の規定の適用を受ける職員(付則第19項又は前項の規定による給料を支給される者を除く。)であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される者との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
[別表第1 別記]	
[別表第2 別記]	
<p>備考</p> <p>1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

[改正前 別記]
 別表第1(第8条関係)
 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額							
再任用 職員以 外の職	[略]								

員									
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]				
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 [略]

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]						
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 [略]

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]				
定年前再任用短時間勤務職員		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 [略]

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]						
定年前再任用短時間勤務職員		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800

備考 [略]

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]						
定年前再任用短時間勤務職員		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
		円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

備考 [略]

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) [略] (5) [略]	(職員の派遣) 第2条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>那覇市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) [略] (育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い) 第17条 育児短時間勤務(法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条、次条及び付則第5項において同じ。)をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字	(育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u> (育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い) 第17条 [略]

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第19条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	[略]
[略]		

(部分休業をすることができない職員)

第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) [略]
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業(法第19条第1項の部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2～3 [略]

[略]		
第19条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	[略]
[略]		

(部分休業をすることができない職員)

第19条 [略]

- (1) [略]
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業(法第19条第1項の部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2～3 [略]

備考

- 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) [略]	(職員の派遣) 第2条 [略] 2 [略] (1)～(4) [略] (5) 那覇市職員の定年等に関する条例

(5) [略]	第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員
3 [略]	(6) [略]
3 [略]	3 [略]

備考

- 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任命権者の報告) 第2条 [略] 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) [略]	(任命権者の報告) 第2条 [略] 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第12条の規定により採用された職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) [略]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 那覇市職員の再任用に関する条例(平成25年那覇市条例第7号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条中那覇市職員退職手当支給条例第14条及び付則第23項の改正規定並びに付則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の那覇市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項の規定により勤務することとされ、かつ、旧勤務延長期限(同項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧勤務延長職員」という。)について、旧勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の那覇市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承

認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日のいずれかの日をいう。以下この項において同じ。)から当該基準日の翌年の3月31日までの間、当該基準日における新定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が当該基準日の前日における新定年(当該基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(当該基準日における新定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する当該基準日以後に設置された職に、当該基準日から当該基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、当該基準日の前日において同日における当該職に係る新定年(当該基準日が施行日である場合には、旧定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。))に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、組織の変更等により、勤務延長に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。
- 3 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「年齢65年到達年度末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法

による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度末日以前でなければならない。
- 4 前項の規定による任期の更新は、当該更新の直前の任期における暫定再任用常時勤務職員(第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の勤務実績が、当該暫定再任用常時勤務職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用常時勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用常時勤務職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、これらの短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、これらの短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がこれらの短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じたこれらの短時間勤務の職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年をいう。付則第8条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前条第3項から第5項までの規定は、暫定再任用短時間勤務職員(第1項又は前項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の任期の更新について準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び条例で定める年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び条例で定める年齢)

第6条 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び条例で定める職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第3条及び付則第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))のいずれかの日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、当該基準日における新定年が当該基準日の前日における新定年を超える職とする。

- (1) 当該基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 当該基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が当該基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が当該基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日又は令和13年4月1日のいずれかの日をいう。以下この条において同じ。)から当該基準日の翌年の3月31日までの間、当該基準日における新定年相当年齢が当該基準日の前日における新定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該基準日における新定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する当該基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、当該基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(当該基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後当該基準日以後に退職をした者を含む。)のうち当該基準日の前日において同日における当該新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下この条、付則第10条及び付則第11条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち当該基準日の前日において同日における当該新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短

時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(暫定再任用短時間勤務職員に対する那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の適用)

第10条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(次条において「勤務時間条例」という。)

第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第3条の2第2項並びに第9条第1項、那覇市職員の育児休業等に関する条例第19条第2項及び第20条第1項並びに那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定を適用する。

(暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関する経過措置)

第11条 暫定再任用常時勤務職員(那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される那覇市職員の給与に関する条例(以下この条において「給与条例」という。)第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の育児短時間勤務をしている暫定再任用常時勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用常時勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員(那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第8条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、前条の規定により適用される勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第19条第2項及び第21条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与条例第26条第3項の規定を適用する。

6 給与条例第26条の4第1項の職員に暫定再任用常時勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員(那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第 号)付則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員及び同条例付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員を含む。次号において同じ。)」とする。

7 給与条例第10条第1項から第9項まで、第14条、第15条、第17条、第18条及び第27条の規定は、暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用常時勤務職員に対する那覇市職員退職手当支給条例第1条の規定の適用については、同条中「以下」とあるのは、「那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第 号)付則第3条第4項に規定する暫定再任用常時勤務職員を除く。以下」とする。

(那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部改正)

第13条 那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例(平成30年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(修学部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第19条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「法第26条の2第1項の修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。</p>	<p>(修学部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第19条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「法第26条の2第1項の修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。</p>
<p>備考 本則第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され育児休業の取得回数の制限
が緩和されたことに伴う所要の規定を整備し、併せて非常勤職員について育児
休業の取得要件を緩和する等のため、この案を提出する。

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(法第2条第1項の子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下このイ及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当する者以外のもの</u></p> <p>ア [略]</p> <p>(ア) その養育する子(法第2条第1項の子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該</u></p>

職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)～(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該

末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情があるときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場

子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされ

合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合

た日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ [略]

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ [略]

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育

(1)～(2) [略]

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6)～(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)～(3) [略]

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 [略]

(1)～(4) [略]

(5)～(6) [略]

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) [略]</p>	<p>(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)</p> <p><u>第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書により申出があった育児休業又は育児短時間勤務については、改正後の第3条又は第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

那覇市税条例等の一部を改正する条例制定について

那覇市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、那覇市税条例について個人市民税における住宅ローン控除に係る規定等を整備し、並びに那覇市手数料条例について固定資産証明書等に係る規定の整備を行い、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48

条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4の源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる

条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けよ

者を除く。)については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

うとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下であるもの(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 [略]

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(2)～(3) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2)～(3) [略]

2～5 [略]

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等

(3)～(4) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者)を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 特定配偶者の氏名

(3)～(4) [略]

2～5 [略]

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等

について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

付 則

第3条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 [略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民

について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

付 則

第3条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 [略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項の優良住宅地等のための譲渡又は前項の確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2～3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項の優良住宅地等のための譲渡又は前項の確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2～3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36

る年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 [略]

2～3 [略]

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案

条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 [略]

2～3 [略]

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 [略]

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

5 [略]

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第15条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

<p>第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p> <p>第22条～第24条 [略]</p>	<p>第21条～第23条 [略]</p>
---	----------------------

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	
--	--

(那覇市手数料条例の一部改正)

第2条 那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～2 [略]

3 地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料 の名称	手数料 の額
(1)	法第20条の10の規定に基づく徴収金の納付又は納入すべき額その他徴収金に関する事項に関する証明書の交付	[略]	
(2)	法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(縦覧期間中の閲覧を除く。)	[略]	

(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付	[略]
-----	--	-----

4～8 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～2 [略]

3 [略]

号	事務	手数料 の名称	手数料 の額
(1)	法第20条の10の規定に基づく徴収金の納付又は納入すべき額その他徴収金に関する事項に関する証明書(法第382条の4の規定により当該証明書に住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを含む。)の交付	[略]	
(2)	法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたもの及び法第382条の4の規定により当該固定資産課税台帳に住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をしたものを含む。)又はその写しの閲覧(縦覧期間中の閲覧を除く。)	[略]	
(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたもの及び法第382条の4の規定により当該証明書に住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを含む。)の交付	[略]	

4～8 [略]

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 那覇市税条例の一部を改正する条例(令和3年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第36条の3の3の改正規定 別記]	[第36条の3の3の改正規定 別記]
備考 下線の有無にかかわらず、改正前の欄中改正規定の全部を、改正後の欄中改正規定に改める。	

[改正前 別記]

[第36条の3の3の改正規定]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地

において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

[改正後 別記]

[第36条の3の3の改正規定]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」と

を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

いう。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日(次条において「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中那覇市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例付則第12条の3第2項、第15条の2第4項並びに第15条の3第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第2条の規定 令和6年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下この条において「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の那覇市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の規定並びに新条例付則第12条の3第2項、第15条の2第4項並びに第15条の3第4項及び第6項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例制定について

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

建替工事のため一時的に移転している小禄支所の位置を元の所在地に戻すため、この案を提出する。

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例

那覇市役所支所設置条例(1954年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 [略]		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]			[略]		
那覇市役所	那覇市金城5丁目10番2号	[略]	那覇市役所	那覇市宇栄原4丁目2番2号	[略]
小禄支所			小禄支所		
[略]			[略]		
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。					

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

那覇市霊園条例の一部を改正する条例制定について

那覇市霊園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

那覇市識名霊園南納骨堂を廃止し、併せて字句を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市霊園条例の一部を改正する条例

那覇市霊園条例(平成25年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 那覇市識名霊園に次に掲げる施設(以下「<u>霊園施設</u>」という。)を置く。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>納骨堂</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 市民共同墓及び<u>納骨堂</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇市民共同墓</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>那覇市識名霊園南納骨堂(以下「<u>南納骨堂</u>」<u>という。)</u></td> <td>那覇市識名2丁目448番</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用期間)</p> <p>第7条 霊園施設の使用期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、短期収蔵納骨室又は<u>南納骨堂</u>(以下これらを「<u>納骨堂等</u>」<u>という。)</u>については、市長が特に必要があると認めるときは、1年以内の期間とすることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>南納骨堂 5年</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項第4号又は第5号</u>の使用期間については、1回に限り、市長の許可を得て更新することができる。</p> <p>4 <u>前項の規定による更新の許可のうち南納骨堂に係るものについては、第1項第5号の規定にかかわらず、当該更新の許可に係る使用期間を5年以下の範囲内で市長が認める期間とすることができる。</u></p>	名称	位置	那覇市民共同墓	[略]	那覇市識名霊園南納骨堂(以下「 <u>南納骨堂</u> 」 <u>という。)</u>	那覇市識名2丁目448番	<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 市民共同墓の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇市民共同墓</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用期間)</p> <p>第7条 霊園施設の使用期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、短期収蔵納骨室については、市長が特に必要があると認めるときは、1年以内の期間とすることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>短期収蔵納骨室の使用期間(第1項ただし書の規定によるものを除く。)</u>については、1回に限り、市長の許可を得て更新することができる。</p>	名称	位置	那覇市民共同墓	[略]
名称	位置										
那覇市民共同墓	[略]										
那覇市識名霊園南納骨堂(以下「 <u>南納骨堂</u> 」 <u>という。)</u>	那覇市識名2丁目448番										
名称	位置										
那覇市民共同墓	[略]										

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第12条の規定により使用権を承継した者(以下これらを「使用者」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている場合において、合葬室(生前予約の場合を除く。)、参拝室又は南納骨堂を使用するとき。

(2)～(3) [略]

(施設変更)

第18条 [略]

2 南納骨堂の利用者は、市長の承認を得てその使用する南納骨堂における納骨壇の位置を変更することができる。この場合において、利用者は、変更後の使用料の額が変更前の使用料の額を超えるときは、その差額を納付しなければならない。

(使用許可証の書換え等)

第20条 利用者は、第12条の規定による使用権の承継があったとき、又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2～3 [略]

(使用許可の取消し)

第22条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、霊園施設の使用許可を取り消すことができる。

(1)～(2) [略]

(3) 市民共同墓及び南納骨堂について第5条第1項の許可を受けた日から1年を経過しても焼骨の埋蔵又は収蔵を行わないとき。ただし、生前予約については、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 [略]

(1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第12条の規定により使用権を承継した者(以下これらを「使用者」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている場合において、合葬室(生前予約の場合を除く。)又は参拝室を使用するとき。

(2)～(3) [略]

(施設変更)

第18条 [略]

(使用許可証の書換え等)

第20条 利用者は、第12条の規定による使用権の承継、第18条の規定による変更の承認又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2～3 [略]

(使用許可の取消し)

第22条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 市民共同墓について第5条第1項の許可を受けた日から1年を経過しても焼骨の埋蔵又は収蔵を行わないとき。ただし、生前予約については、この限りでない。

(4)～(6) [略]

(使用場所の返還)

第23条 使用者は、霊園施設を使用する必要がなくなったとき、使用許可を取り消されたとき、又は納骨堂等の使用期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、使用場所の全部又は一部について現状のまま返還することができる。

[別表 別記]

(4)～(6) [略]

(使用場所の返還)

第23条 使用者は、霊園施設を使用する必要がなくなったとき、使用許可を取り消されたとき、又は短期収蔵納骨室の使用期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、使用場所の全部又は一部について現状のまま返還することができる。

[別表 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第8条関係)

霊園施設	区分	単位	使用料
[略]			
市民共同墓	[略]		
納骨堂	南納骨堂	1壇につき 5年	18,900円以内で規則で定める額

備考

1～2 [略]

3 第7条第1項ただし書の規定による納骨堂等の使用に係る使用料は、納骨壇又は特殊壇1壇につき、この表に定める使用料の額に5分の1を乗じて得た額とする。

4 第7条第4項の規定により市長が認める使用期間に係る南納骨堂の使用料は、この表に定める使用料の額に60分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を1月分として、当該使用期間の月数(1月に満たない端数は、切り捨てる。)に応じた額とする。

[改正後 別記]

別表(第8条関係)

霊園施設	区分	単位	使用料
[略]			
市民共同墓	[略]		

備考

1～2 [略]

3 第7条第1項ただし書の規定による短期収蔵納骨室の使用に係る使用料は、納骨壇又は特殊壇1壇につき、この表に定める使用料の額に5分の1を乗じて得た額とする。

財産の取得について
(市民会館敷地 (那覇市寄宮一丁目 311 番))

次のとおり土地を取得する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 取得の目的 新真和志複合施設の建設用地
- 2 土地の所在地、地目及び地籍

所在地番	地目	地積
那覇市寄宮一丁目 311 番	宅地	8679.56 m ²

- 3 取得の方法 随意契約
- 4 取得予定金額 910,439,000円
- 5 取得の相手方 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
沖縄県知事 玉城 康裕

(提案理由)

新真和志複合施設の建設予定地である市民会館敷地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、本案を提出する。

工事請負契約について
(若狭市営住宅1号棟耐震改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 契約の目的 若狭市営住宅1号棟耐震改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 166,507,000円
- 4 契約の相手方
受注者 沖縄県那覇市字安謝220番地
株式会社 沖縄総建
代表取締役 下地恵正

(提案理由)

「若狭市営住宅1号棟耐震改修工事」を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について
(松島中学校屋内運動場及びプール等改築工事 (建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 契約の目的 松島中学校屋内運動場及びプール等改築工事 (建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 915,200,000 円
- 4 契約の相手方 丸元建設・南洋土建・仲村組共同企業体

代表者 沖縄県那覇市壺川2丁目13番26号
株式会社 丸元建設
代表取締役社長 糸数 幸恵

構成員 沖縄県那覇市与儀1丁目5番2号
南洋土建株式会社
代表取締役 玉城 常二

構成員 那覇市古波蔵3丁目17番5号
有限会社 仲村組
代表取締役 仲村渠 孝

(提案理由)

松島中学校屋内運動場及びプール等改築工事 (建築) を施工するため、この案を提出する。

工事請負契約について
(開南小学校給食調理場改築工事 (建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 開南小学校給食調理場改築工事 (建築) |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 325,090,700 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 古波蔵組・新生実業共同企業体 |
| | 代表者 | 沖縄県那覇市泉崎一丁目 22 番 12 号
株式会社 古波蔵組
代表取締役 古波蔵 太志 |
| | 構成員 | 沖縄県那覇市樋川一丁目 11 番 11 号
株式会社 新生実業
代表取締役 具志堅 博 |

(提案理由)

開南小学校給食調理場改築工事 (建築) を施工するため、この案を提出する。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(諮問理由)

別紙の者は、人権擁護委員候補者として適任と思料されるので、諮問する。

別 紙

1

[Redacted]

なかそね ただまさ
仲宗根 忠真

[Redacted]

〈再任推薦〉

2

[Redacted]

くぼ けいいち
久場 景一

[Redacted]

〈再任推薦〉

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 1 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(第一牧志公設市場建設工事(建築))
(令和 2 年 6 月 26 日同意)

工 事 名 第一牧志公設市場建設工事(建築)

契約の相手方

受注者 國場組・大米建設共同企業体

代表者 所在地 那覇市久茂地三丁目 21 番 1 号

商 号 株式会社 國場組

代表者 代表取締役 玉城 徹也

構成員 所在地 那覇市高良 3 丁目 1 番地 1

商 号 株式会社 大米建設

代表者 代表取締役社長 国吉 修

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 2,809,418,700 円

変更する金額 2,819,257,100 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 1 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について(第一牧志公設市場建設工事(電気))
(令和 2 年 9 月 28 日同意)

工 事 名 第一牧志公設市場建設工事(電気)

契約の相手方

受注者 金城電気工事・ゼネラル電設・きゃん電研共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市安里 3 丁目 6 番 29 号

商 号 金城電気工事株式会社

代表者 代表取締役社長 吉濱 功佑

構成員 所在地 那覇市首里大名町 1 丁目 126 番地の 6

商 号 株式会社 ゼネラル電設

代表者 代表取締役 新川 秀盛

構成員 所在地 沖縄県那覇市金城 2-3-5 101 号室

商 号 株式会社 きゃん電研

代表者 代表取締役 喜屋武 尚

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 339,124,500 円

変更する金額 348,685,700 円

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 26 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について(第一牧志公設市場建設工事(機械))
(令和 2 年 9 月 28 日同意)

工 事 名 第一牧志公設市場建設工事(機械)

契約の相手方

受注者 和高建設工業・オカノ・金吉設備工業共同企業体

代表者 所在地 沖縄県那覇市田原 4-5-2

商 号 株式会社 和高建設工業

代表者 代表取締役 喜屋武 護

構成員 所在地 那覇市安謝 1 丁目 23 番 8 号

商 号 株式会社 オカノ

代表者 代表取締役社長 與儀 盛輝

構成員 所在地 沖縄県那覇市田原 4-5-2

商 号 株式会社 金吉設備工業

代表者 代表取締役 喜屋武 護

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 294,663,600 円

変更する金額 303,688,000 円

専決処分の報告について
(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 3 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|------------|
| 1 | 事 件 名 | 車両物損事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 那覇市首里鳥堀町在住 |
| | 賠 償 額 | 266,592 円 |

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分とする。

令和4年8月1日

那覇市長 城間 幹子

1 議決事件名 工事請負契約について「令和3年度 久茂地7号（甲辰橋）橋梁整備工事（その6）」
（令和3年10月8日同意）

工 事 名 令和3年度 久茂地7号（甲辰橋）橋梁整備工事（その6）

契約の相手方

受注者

金秀建設 株式会社

代表取締役 上地 千登勢

2 変更する事項 請負代金額

請負代金額

既 決 金 額 171,380,000円

変更する金額 179,754,300円

専決処分の報告について
(市道港町 11 号穴ぼこによる車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 21 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 市道港町 11 号穴ぼこによる車両損傷事故

- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市西在住
賠 償 額 12,540 円

- 3 和 解 事 項
 - (1) 那覇市は、賠償の相手方に上記の賠償金を支払う。
 - (2) 那覇市と賠償の相手方は、本件事件に関し、上記賠償金のほか何らの債権債務のないことを確認する。

専決処分の報告について
(市道牧志前島線側溝鉄蓋破損による車両損傷事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定され、た 1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 13 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 市道牧志前島線側溝鉄蓋破損による車両損傷事故

- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市港町在住
賠 償 額 207,588 円

専決処分の報告について
(銘苅市営住宅における漏水事故：入居者)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 15 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|---------------------|
| 1 | 事 件 名 | 銘苺市営住宅における漏水事故（入居者） |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 銘苺市営住宅入居者 |
| | 賠 償 額 | 75,820 円 |

専決処分の報告について
(銘苅市営住宅における漏水事故：入居者)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 15 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 銘苺市営住宅における漏水事故（入居者）

- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 銘苺市営住宅入居者
賠 償 額 3,800 円

専決処分の報告について
(令和4年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和4年8月5日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 令和4年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市首里末吉町2丁目1番地
末吉市営住宅（高額滞納者）

滞納金額及び滞納月数 764,850 円（21 ヲ月）

専決処分の報告について
(那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和4年7月5日

那覇市長 城 間 幹 子

件名 那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
[略]		
31	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	[略]
32	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]
[略]		
44	法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	[略]
45	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	[略]

[改正後 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
[略]		
31	法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	[略]
32	法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]
[略]		
44	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	[略]
45	法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	[略]

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和4年8月1日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について（識名小学校校舎等改築工事（建築））（令和3年9月29日同意）

工 事 名 識名小学校校舎等改築工事（建築）

契約の相手方

請負者 高橋土建・辰雄建設・ホーム21共同企業体

代表者 沖縄県那覇市前島3丁目13番11号
株式会社 高橋土建
代表取締役 玉城 俊夫

構成員 沖縄県那覇市宮城1丁目16番19 1階
有限会社 辰雄建設
代表取締役 安里 繭子

構成員 沖縄県那覇市字真地210番地1
株式会社 ホーム21
代表取締役 玉城 和広

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,363,902,100 円

変更する金額 1,370,226,000 円

令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和3年度決算に基づき算定した資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき別紙のとおり報告する。

令和4年9月1日提出

那覇市長 城間 幹子

資金不足比率

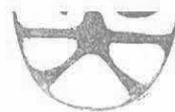
(令和3年度決算に基づく資金不足比率)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条
第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。



那 監 第 24 号
令和 4 年 7 月 29 日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市監査委員

同

同

同

渡 口 勇

宮 城

城 間

奥 間



令和 3 年度決算に基づく資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率審査

第3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

資金不足額又は資金剰余額は適正に算定されているか。

第5 審査の主な実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第6 審査の期間、日程及び実施場所

- 1 期 間 令和4年6月8日から同年7月26日まで
- 2 日 程 令和4年6月17日 事務局職員による予備審査
令和4年7月6日 監査委員審査
- 3 場 所 那覇市上下水道局

第7 審査の結果

1 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ、正確であるものと認められる。

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	

(注) 1 資金不足が生じていない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。

2 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

2 個別意見

資金不足比率について

いずれの公営企業会計も資金不足は生じていない。

資金不足比率の状況

(単位：千円)

会計区分	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	9,899,057	6,407,838	—
下水道事業会計	4,527,487	3,578,140	—

(1) 水道事業について

資金剰余額は、前年度に比べ約 18 億 9,504 万 1 千円減少している。

(2) 下水道事業について

資金剰余額は、前年度に比べ約 717 万 4 千円増加している。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

専決処分の報告について
(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 17 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 車両事故

- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市松島在住
賠 償 額 44,000円

